

地方公共団体における 総合評価方式の取り組み

公共工事の減少による受注競争の激化から、中堅・中小建設業の経営はきわめて深刻な状況になっています。今年に入り、地域の有力建設業者が相次いで経営破たんしに追い込まれるなど、これまで地方経済を支えてきた建設産業が危機的な局面を迎えているといえます。

こうした経営環境の悪化を背景として、建設業界は国に対して適正な利益の確保と円滑な資金調達を柱とした施策を要請するとともに、過度な低価格受注により公共工事の品質確保に懸念が生じている現状を踏まえて、地方公共団体、特に市町村における「総合評価方式」の普及の遅れを指摘する声も出ています。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法、平成17年4月施行)に基づき、法の本質である価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行う「総合評価方式」の導入が公共工事の発注者責任として強く求められています。現在では国土交通省においては総合評価方式の実施が原則とされており、都道府県においても平成19年度には試行も含めて全国的に導入されています。一方、市区町村においては同年度の導入状況は約24%(国土交通省調べ)に留まっており、平成20年度では導入見込みが約40%(同)と伸びてはいますが、普及はなお遅れている状況です。

こうした状況の中、国土交通省では地方整備局を中心に、体制が十分整備されていない市区町村への導入に向けた支援施策を展開し、総合評価方式普及の環境整備を進めています。

本特集では、地方公共団体への総合評価方式の普及促進に向けた対策として、発注者協議会の設立、発注者支援制度などの国の施策、および、総合評価方式を積極的に導入している地方公共団体の取り組み事例を紹介し、地方公共団体における総合評価方式の普及、活用について考えてみたいと思います。

地方公共団体における総合評価方式 の普及促進について 発注者協議会の設立

国土交通省大臣官房技術調査課

は た の ま さ き
課長補佐 波多野 真樹

1. はじめに

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下「品確法」という）が制定され、早3年半が経過した。「品確法」においては、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされており、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入・拡大を図ることが求められている。

国土交通省においては、平成17年度より本格的に総合評価方式を導入し、順次、その対象を拡大し、平成19年度に件数ベースで約97%、金額ベースで約99%の実績となった。さらに、平成20年度からは原則総合評価方式を実施することとしており、普及の面では大きな進捗が図られた（図 1）。

また、地方公共団体における総合評価方式の普及促進も重要な課題であり、国土交通省においては、その支援策として、補助事業における総合評

価方式等への取り組み費用について測量および試験費を支弁できることとしたり、各種マニュアルの作成等を行っている。

これらの取り組みの成果もあって、平成19年度にはすべての都道府県で総合評価方式が導入された。一方、市区町村の総合評価方式の導入状況は約24%に留まっている。平成20年度には約40%の市区町村で総合評価方式が導入される見込みであるが、まだまだ普及が遅れている状況にある。

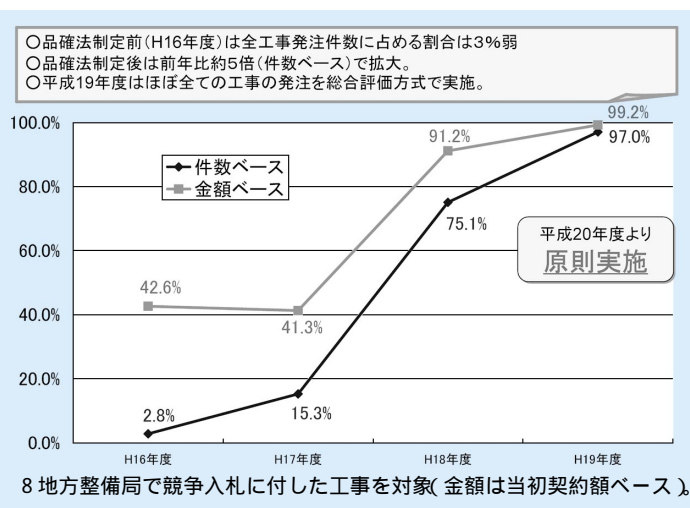


図 1 国土交通省発注工事における総合評価方式の導入状況

2. 総合評価方式の徹底について

こうした状況も踏まえ、政府は「公共工事の品

質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」を開催し、平成20年3月28日に「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」(以下「当面の対策」という)をとりまとめた(表 1)。

「当面の対策」においては、「公共工事の品質確保を実現するための総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘されており、これらの問題に対して総合的な対策を打ち出すことが喫緊の課題」とされており、その一つめの対策に「総合評価方式の徹底」が挙げられている。その具体的な施策として、次のとおり記されており、政府一体となって、地方公共団体の総合評価方式の普及に向けて取り組むこととしている。

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

(略)

(2) 地方公共団体の調達

i) 地方公共団体において工事の品質を

確保するための取組が行われるよう、あらゆる機会を通じて以下の施策を推進する。

① 品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底

・国庫補助事業については、平成20年度以降、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。

② 総合評価方式の導入・拡大

・地方公共団体における毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表を促進する。

ii) 総合評価方式の導入・拡大に向け、以下の施策など、各種支援を図る。

① 地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定(今年度中)

② 発注者支援技術者制度の全国統一化(平成20年度中)

表 1 「当面の対策」の概要

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

①平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

①工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。
・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。
②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

①政府調達協定対象工事は原則入札ポンドを導入。
②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
③適切に地域要件を設定。
④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
②適切な地域要件の設定、入札ポンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
②低入札価格調査基準価格の見直し。
③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

①低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報の共有のための体制整備

①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。

3. 発注者協議会の設立について

また、「総合評価方式の徹底」をはじめ「当面の対策」に掲げられた施策を推進していくために次のとおり記されている。

6. 情報の共有のための体制整備

- ① 上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。

もともと、「品確法」第8条に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という）においても「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」と規定されており、これまでも事業分野別に地域ブロックごとに意見交換を行う場が設置されていたところであるが、今般、その取り組みをより一層強化するため、事業分野を問わず、公共

工事の発注機関が幅広く参加する発注者協議会を平成20年度中に設置することとしたものである。

発注者協議会には、国土交通省地方整備局を中心に、農林水産省農政局、防衛省地方防衛局等の国の出先機関、高速道路会社や水資源機構等の特殊法人等、地方公共団体が参加することとしている。

すでに10月9日には中国ブロックにおいて、同10日には北陸ブロックにおいて、発注者協議会が設立され、他のブロックにおいても順次設立される予定である。いずれのブロックの発注者協議会においても、総合評価方式の普及促進を主たるテーマとするとともに、国や府県職員による技術支援体制づくりや、単品スライド条項の運用等、ブロック独自のテーマについても情報交換・共有を図ることとしている（表 2）。

4. 終わりに

先述のとおり、地方公共団体における総合評価方式の普及促進は、政府全体として取り組むべき課題とされている。国土交通省としては、発注者協議会の取り組みを通じて可能な限り支援することとしており、「品確法」や「基本方針」、「当面の対策」等を踏まえ、多くの発注者が総合評価方式の導入をはじめ公共工事の品質確保に向けた取り組みを適切に行える環境整備に努めてまいりたい。

表 2 発注者協議会の状況（平成20年10月15日現在）

	第1回開催日	主 な 議 題 (案)
北海道	11月10日の週	○総合評価方式の普及促進 等
東北	10月31日	○総合評価方式の普及促進 ○公共工事の品質確保の促進に関する取り組み 等
関東	11月中	○総合評価方式の普及促進 ○国・地方公共団体における品質確保や入札契約適正化に関する取組 等
北陸	10月10日	○各発注者の総合評価方式等の取り組み状況について ○今後の取組み方針等について（総合評価方式の拡大、予定価格の事後公表への移行促進）等
中部	11月中～下旬	○総合評価方式の普及促進 ○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み 等
近畿	11月13日	○総合評価方式の普及促進 ○市町村に対する技術支援体制（国、府県職員によるアドバイザー）づくり 等
中国	10月9日	○協議会の設置について ○公共工事の品質確保の促進に関する取り組み 等
四国	10月24日	○総合評価方式の普及促進 等
九州	10月27日	○総合評価方式の普及促進 等
沖縄	（10月27日）	○総合評価方式の普及促進 ○単品スライド条項の運用等に関する情報共有 等

（ ）は未確定。 着色分は第1回開催済であり、実際の議題を記載している。